複合型居住施設用自動火災報知設備　③

試験項目			種別・容量等の内容	結果
配線	共通線試験		―――	
	送り配線試験	試験回線―1	―――	
		試験回線―2	―――	
		試験回線―3	―――	
無線設備			―――	
受信機	火災表示試験		―――	
		火災表示状況	―――	
		保持機能	―――	
		2信号式の機能	―――	
		蓄積式の機能	―――	
	注意表示試験		―――	
		注意表示状況	―――	
	設定表示温度試験		―――	
		設定表示温度等	―――	
	回路導通試験		―――	
	同時作動試験		―――	
		常用電源使用時	―――	
		予備電源使用時	―――	
	感知器作動試験		―――	
		自動試験機能を有するもの	―――	
		遠隔試験機能を有するもの	―――	
	予備電源試験		―――	
		電源自動切替機能	―――	
		電圧	V	
非常電源試験			―――	
		電源自動切替機能	―――	
付属装置試験			―――	
相互通話状況			―――	
作動試験			―――	
		地区音響装置鳴動状況	―――	
設定表示温度試験			―――	
中継器	回路導通試験		―――	
	予備電源試験（予備電源を有するもの）	電源自動切替機能	―――	
		電圧	V	
感知器	作動試験		（その2）及び（その3）による	
	作動継続試験			
	流通試験			
	接点水高試験			
	回路合成抵抗試験			
発信機	作動試験		―――	
		鳴動方式試験	―――	
地区音響装置	作動試験		（その2）及び（その3）による	
備考				

備考1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。

3　非常電源（内蔵型以外のもの）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。

4　蓄積式中継器の機能試験は、感知器の作動試験及び発信機の作動により確認するものとする。

5　複合式の感知器の試験は、それぞれの種別に応じて行うものとする。

6　総合操作盤が設けられているものにあっては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第二、別記様式第三、別記様式第四、別記様式第五、別記様式第六、別記様式第八、別記様式第九、別記様式第十一、別記様式第十二、別記様式第十九、別記様式第二十一、別記様式第二十九、別記様式第三十一、別記様式第三十五及び別記様式第三十七に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十四年十一月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ハ(1)の規定に基づき、蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十七日　消防庁長官　久保　信保

第二第二号中(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三)　リチウムイオン蓄電池は、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）別表第九リチウムイオン蓄電池に適合し、かつ、ＪＩＳＣ八七一一（ポータブル機器用リチウム二次電池）に適合するもの又はこれと同等以上の構造及び性能を有するものであること。

第二第二号(1)中「自動的に充電でき」を「リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池を用いる蓄電池設備の充電装置にあつては、自動的に充電でき」に改め、同号中(六)を(九)とし、(七)を(八)とし、(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二)　リチウムイオン蓄電池を用いる蓄電池設備の充電装置にあつては、定電流定電圧充電により充電できるもの又は自動的に充電でき、かつ、充電完了後は、浮動充電に自動的に切り替えられるものであること。

第二第六号(1)ロ中「ホ（ホ）に」を「ヘ（ホ）に」に改める。

第三に次の一号を加える。

六　リチウムイオン蓄電池を用いるものにあつては、組電池当たりの定格電圧及び定格容量

附　則

この告示は、平成二十四年六月一日から施行する。

○消防庁告示第五号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二第一号及び第二号並びに第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十七日　消防庁長官　久保　信保

別表第二十五1(3)オ中「及び浮動充電電圧」を「、浮動充電電圧及び定電流定電圧充電電圧」に改める。

別表第二十九1(5)中「受信装置」を「受信装置及び中継装置」に改め、同表2中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　中継装置

機能が正常であること。